

令和8年6月21日執行予定

米子市議会議員一般選挙

# 指定病院等における 不在者投票事務処理要領

## 1 不在者投票

不在者投票とは、選挙期日に、選挙人が投票所に行くことが困難であると考えられる一定の事由に該当することが見込まれる場合に、選挙期日の前に投票することができる制度です。

不在者投票の管理執行に当たり、その手続き如何によっては、争訟に発展し、選挙人に不信感を抱かせることにもなりかねません。事務処理に当たっては、法令及びこの事務処理要領に定めるところにより、公正かつ厳正に行ってください。

## 2 不在者投票をすることができる期間

6月15日（月）から6月20日（土）まで

（告示日の翌日から選挙期日の前日まで）

投票できる時間は、原則として午前8時30分から午後5時まで

## 3 不在者投票をすることができる者

指定病院等で不在者投票をすることができる者は、選挙の当日、一定の不在者投票事由に該当することが見込まれる、次の選挙人に限られます。

（1）指定病院に入院している選挙人

- 1 疾病等により歩行が困難であること
- 2 選挙人の属する投票区の区域外の指定病院に入院中のもの

（2）指定老人ホーム、身体障害者支援施設または保護施設に入所している選挙人

- 1 疾病等により歩行が困難であること
- 2 選挙人の属する投票区の区域外の指定病院に入院中のもの

（3）刑事施設、労役場または監置場に収容されている選挙人

（4）少年院に収容されている選挙人

○選挙人…選挙人名簿に登録された者

○患者の付添人、看護師等は、指定病院等において不在者投票をすることはできません。

○不在者投票ができる選挙人は、選挙期日に投票所に行って投票することができないと見込まれる者です。選挙期日に歩行が困難であることが見込まれればよいので、不在者投票の当日現実に歩行が困難でなくても差し支えありません。

○郵便による不在者投票ができる者（身体に重度の障害がある者、戦傷病者、介護保険の被保険者証に要介護5を記載されている者）であって指定病院に入院（入所）中の病院等において不在者投票管理者のもとで第3号事由による不在者投票ができます。（郵便による不在者投票を行うのか、不在者投票管理者のもとでの不在者投票を行うのか選挙人（付添人、家族）に予め確認しておくことが必要です。）

## 4 不在者投票管理者となる者

### (1) 不在者投票管理者となる者

- ・指定病院 …院長
- ・老人ホーム …老人ホームの長
- ・支援施設 …支援施設の長
- ・保護施設 …保護施設の長
- ・刑事施設、労役場、監置場 …施設の長
- ・警察留置場 …警察留置場の留置業務管理者
- ・少年院 …少年院の長

### (2) 上記の者に事故がありまたは欠けた場合

それらの職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。

### (3) 指定病院長、老人ホームの長等が候補者になった場合または外国人である場合

不在者投票管理者となることができないので、それらの職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。

○病院長、老人ホームの長、支援施設の長、保護施設の長、刑事施設等の長、警察留置場の留置業務管理者、少年院の長（以下病院長等）は不在者投票管理者の権限を他人に委任することはできません。

○病院（介護老人保健施設）においては、医師もしくは歯科医師でない者は、不在者投票管理者となることはできません。

○病院長等が候補者となった場合は、候補者となった当該選挙だけでなく、候補者である期間に行われるすべての選挙において不在者投票管理者となることはできません。

○不在者投票管理者の役目は、不在者投票事務全般に従事する者を指揮監督し、管理執行することです。

(1) 選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求すること

(2) 交付を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒を選挙人に渡すこと

(3) 投票用紙、不在者投票用封筒等を点検すること

(4) 選挙権を有する者を立会人に選び、不在者投票に立ち合わせる事

(5) 不在者投票記載場所の設置をすること

(6) 代理投票の申請を受け、その許否を決定すること

(7) 投票の終わった不在者投票を送致又は送付すること

○不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動することができませんので十分ご留意ください。

## 5 不在者投票を行う場所

不在者投票は、不在者投票管理者が管理する投票を記載する場所において行わな

ればなりません。

(1) 選挙期日の告示があったとき

不在者投票は告示日の翌日から開始されるので、不在者投票管理者は、直ちに不在者投票事務の取扱場所を定めて、見やすい場所に掲示するなり、回覧に供するなりの方法で選挙人に周知するように努めてください。候補者名を自書して投票することとなりますので、選挙人に周知してください。選挙公報等で候補者名を周知するなど努めてください。

(2) 投票の記載場所の設備

投票を記載する場所については、他人がその選挙人の記載を見たり、投票用紙の交換その他不正の手段が用いられたりすることのないように、相当の設備をしなければなりません。

(3) 投票記載場所における選挙運動用ポスターの掲示禁止

不在者投票の記載場所には、一般の投票所と同様に選挙の公正を確保するため、選挙運動のために使用するポスター等の掲示はできません。

- 指定病院において、選挙人は原則としてベッドの上で不在者投票することはできませんが、重病人等歩行の著しく困難なものについては、不在者投票管理者の下で、立会人の立会いがある限り、ベッドの上でも投票することができます。この場合、不在者投票管理者は投票の秘密保持に十分に注意を払い、投票の取扱いを慎重にしなければなりません。
- 投票を記載する場所が不在者投票管理者の管理下にある限り、不在者投票管理者がそこに実在していなくてもかまいません。
- 投票を記載する場所には、「投票記載場所」と表示してください。
- 投票を記載する場所に候補者の氏名等を記載したポスター等の文書が掲示してあるときは撤去しておいてください。なお、指定病院等においては、投票記載所内への候補者の氏名等の掲示は行わないこととされています。
- 設備について必要なものがあれば、選挙管理委員会へ連絡してください。

## 6 不在者投票の立会人

不在者投票管理者は、選挙権を有する者を一人以上不在者投票に立ち合わせなければなりません。

立会人は、選挙が自由かつ公正に行われるよう不在者投票事務の執行を監視する役割を果たしています。適正な管理執行を行うためには、施設職員以外の者を立会人に選任するなど、公正な立会人の選任が不可欠です。

- 立会人は、一般の選挙の選挙権を有している者を選任してください。
- 立会人は、不在者投票管理者と兼ねることができません。また、その事務を補助する者、代理投票を補助する者とも兼ねることはできません。
- 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせる事その他

の方法により不在者投票の公正な実施の確保に努めなければなりません。(平成28年5月26日付第201600031213号鳥取県選挙管理委員会委員長通知)

## 7 不在者投票の手続

### (1) 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求方法

#### ① 投票用紙等の請求

選挙人として登録されている米子市選挙管理委員会の委員長に対して、6月20日(選挙期日の前日)までに請求することができます。

#### ② 請求の方法

##### (ア) 一括請求

不在者投票管理者である指定病院の院長等またはその代理人が、入院(入所)中の選挙人の依頼を受け、入院患者等に代わって請求する方法をいいます。依頼を受ける場合には、依頼書(第一号様式)を使用してください。

##### (イ) 個別請求

入院患者等が選挙管理委員会の委員長に対して自分で直接請求する方法です。

(ウ) 請求は、直接または郵便によります。

#### ③ 請求に必要な文書

##### (ア) 一括請求の場合

投票用紙等請求書(第二号様式)で米子市選挙管理委員会の委員長に対して請求します。

「不在者投票用紙等請求書兼送付書」(第二・九号様式(乙用紙))の太線枠内の中の欄を記入して「投票用紙等請求書」(第二号様式)に添付してください。

##### (イ) 個別請求の場合

入院患者等が自分で直接請求する場合は、不在者投票宣誓書・請求書(第三号様式)により行います。

#### ④ 入院患者等の選挙人が船員である場合

請求書に、選挙人名簿登録証明書を添付してください。

○不在者投票のための投票用紙等の請求は、6月14日(選挙期日の告示日)より前でも行うことができます。

○一括請求による場合は、口頭ではなく、必ず文書で請求しなければなりません。この場合、直接持参しても、郵便により請求しても差し支えありません。

○請求は、期間内であれば平日、土日祝日を問わずいつでもできますが、時間は原則として午前8時30分から午後8時までです。

○点字投票をしたい旨の依頼があったときは、不在者投票用紙等請求書兼送付書(第二・九号様式(乙用紙))の備考欄に「点字」と記入してください。

○個別請求の場合は、第三号様式により直接選挙管理委員会に請求させてください。

○病院長等は、できるだけ一括請求によるよう指導してください。

## (2) 投票用紙等の受領および交付

① 米子市選挙管理委員会へ請求すると、投票用紙と投票用封筒（外封筒・内封筒）が交付または送付されます。

入院患者等が自分で直接請求した場合には、このほかに、不在者投票証明書が在中している不在者投票証明書用封筒が併せて本人に送付されます。

② 一括請求の場合、病院長等は送付を受けた投票用紙等をそれぞれ請求の依頼をした入院患者等に渡してください。

○選挙人名簿に登録されていない者、失権者の投票用紙等は交付されません。この場合、選挙管理委員会からの送付通知書に添付されている「不在者投票用紙等請求書兼送付書」（第二・九号様式（乙用紙））の「選挙人氏名」の欄が、二重線で抹消され、「選挙人名簿」欄には登録されていない旨の記載があります。

○送付通知書に添付されている「不在者投票用紙等請求書兼送付書」（第二・九号様式（乙用紙））に記載された氏名と依頼書の氏名とを必ず照合し、投票用紙を交付できる者であることを確認した上で、投票用紙等を渡してください。

○点字用の投票用紙には、投票用紙に「点字投票」である旨の表示がしてあります。

○個別請求した入院患者が、不在者投票証明書用封筒を投票前に開封した場合は、誤って開封したかどうかを問わず、投票させることはできないので十分注意してください。

## (3) 不在者投票の方法

投票は、必ず病院長等の管理下において、立会人の立会いのもとに、投票の記載場所で行います。

① 病院長等は、不在者投票をさせる前に、先に渡した投票用紙及び投票用封筒を選挙人に提示させ、所定のものであるかどうか、選挙人であるかどうかを確認し、さらに投票用紙等に何も記載されていないかどうかを点検する。

② 入院患者等は、投票の記載場所において

(ア) 候補者の氏名を自ら記載し、

(イ) 記載済みの投票用紙を、まず、それぞれの不在者投票用内封筒に入れて封をし、その後更に投票用外封筒に入れて封をし、

(ウ) 外封筒の表面に投票者が署名をして、

(エ) 病院長等に提出します。

③ 病院長等は、提出を受けた後

(ア) 外封筒の表面に投票者の署名が自書されていることを確認した上で、

(イ) 同じく外封筒の表面に

(a) 投票の年月日

(b) 投票の場所

(c) 病院長等の職名・氏名

を記載し、  
(ウ) さらに、投票に立ち会った立会人に署名させます。

- 不在者投票は、6月20日（選挙の期日の前日）まですることができます。しかし、その投票を選挙管理委員会に郵送する場合は、その郵送日数を考慮して速やかに投票手続きをするよう入院患者等に注意してください。
- 入院患者等が自ら請求した場合は、不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒を開き、これを調べた後でなければ投票させることはできません。
- 点字投票を行う場合における外封筒の表面の投票者の署名は、投票用紙等を損傷させるおそれがあるので、記載した投票用紙を封筒に入れる前に行うよう指導してください。
- 点字投票を行う入院患者等がいるときは、点字器を選挙管理委員会から借りて準備しておいてください。
- 外封筒の表面の**投票者の署名**（上記②（ウ））及び**立会人の署名**（上記③（ウ））は**必ず自書**することを要し、ゴム印の押印等は認められません。これに対し、病院長等の行う記載（上記③（イ））は、ゴム印等を用いても差し支えありません。
- 病院長等は、前記の事柄が記載されているか必ず確認してください。

#### （４）特別な投票の方法

##### ① 代理投票

入院患者等が、身体の故障その他の事由により自書できないため代理投票の申請のあったときは、病院長等は、立会人の意見を聞いて、代理投票を行わせるかどうかを決定します。

代理投票を行わせると決定したときは、

- （ア）投票記載の補助者二人を（補助者の承諾を得て）定め、
- （イ）そのうち一人の立会いのもとに、
- （ウ）他のもう一人に

**入院患者等の指示に従って投票の記載をさせ、内封筒に入れて封をし、その後さらに不在者投票用外封筒に入れて封をし、外封筒の表面に入院患者等の氏名を記載して直ちに提出させます。（代理記載人の欄には何も記入させません。）**

（エ）さらに前記（３）の③の要領で、表面に記載します。

- 投票記載の補助者は、不在者投票管理者または立会人と兼ねることはできません。
- 上記①（ア）の「承諾」とは、補助者となるべき者の承諾であって代理投票を申請した入院患者等の承諾は必要ありません。

##### ② 代理投票の仮投票

病院長等は、次の場合においては、前記①の要領で代理投票の仮投票を行わせ

ます。

(ア) 代理投票をさせる事由がないと認め、拒否と決定したことについて、入院患者等に不服がある場合

(イ) 代理投票を行わせる事由があると認め、代理投票を行わせると決定したことについて立会人に異議がある場合

この代理投票の仮投票の場合に限り、投票用外封筒の代理記載人欄に、代理記載人の氏名を記載させなければなりません。

代理投票を行わせる事由がないと認め、病院長等が拒否の決定をしたことについて、入院患者等に不服がない場合には、立会人に異議があっても仮投票を行わせることができません。

## 8 投票の送致

病院長等は、入院患者等の投票が終わり、不在者投票用外封筒に所要事項の記入(7(3)③)が終わったときは、

(1) さらに送致用封筒に入れて封をし、(入院患者等が自ら投票用紙等を請求したのものについては、不在者投票証明書も併せて入れる。)

(2) 封筒の表面に「選挙事務」「不在者投票在中」と朱書きして、(郵便によって送付する場合はさらに「速達」と朱書きして)

(3) 裏面に記名して印を押し、

(4) 選挙管理委員会の委員長に、直接送致するか、または郵便等(郵便による場合は必ず書留速達としてください。)によって送付します。このとき「投票用紙及び投票用封筒送付書」(第九号様式)「不在者投票用紙等請求書兼送付書」(第二・九号様式(乙用紙))を添付してください。

○送致または送付を受けた選挙管理委員会の委員長は、直ちに投票及び不在者投票証明書を選挙人の属する投票区の投票管理者に送致をすることになりますが、投票所を閉じる時刻までに投票管理者に届かないものは、投票がなかったものとして取り扱われますので、**病院長等は、郵送によるときは、必ず速達で送付するとともに、郵送期間の余裕を見て早めに送付してください。**

○入院患者等が自ら投票用紙等を請求した場合の投票で、不在者投票証明書が併せて送付されないときは、この投票は不受理の決定がなされますので注意してください。

○投票を送致するときは、その取扱いに十分注意し、途中で紛失等の事故の生じないように措置してください。

○「不在者投票用紙等請求書兼送付書(第二・九号様式(乙用紙))」は、選挙管理委員会から投票用紙と一緒に送られてきた投票用紙を交付する選挙人の氏名が記載されたものを複写して使用してください。

具体的には、

①複写した「不在者投票用紙等請求書兼送付書」の二重線枠の欄に各々の選挙人の投票の状況

を記載する。

②個別請求をした選挙人については、複写した「不在者投票用紙等請求書兼送付書」に、あるいは新たな「不在者投票用紙等請求書兼送付書」に書き足してください。(太線枠の欄・二重線枠の欄に記入してください。)

## 9 不在者投票手続きの変更

不在者投票のために投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を受けた入院患者等が不在者投票をしなかったときは、その投票用紙及び投票用封筒(入院患者等が自ら請求した場合はこのほかに不在者投票証明書)を投票管理者に返却するよう求めてください。返却後は、選挙の期日の前日までは期日前投票所において期日前投票、選挙の当日は投票所において投票することができます。

○不在者投票事由には変更がないが、投票場所の変更があった場合、たとえば、A指定病院に入院中の投票用紙等の交付を受けた選挙人が、不在者投票を行わないうちにB指定病院に移った場合、B指定病院で投票できるのは、本人自らが投票用紙等を請求した場合に限られます。

## 10 投票用紙及び不在者投票用封筒の返還等

### (1) 返還

入院患者等は不在者投票をせず、かつ、前記9によって選挙の当日投票所における投票もしなかった場合は、速やかに選挙管理委員会に返さなければなりません。

### (2) 交換

投票用紙や不在者投票用封筒を汚損したり、破損したりしたときには、選挙管理委員会に理由を付してこれと引換に交付を請求してください。

### (3) 再交付

投票用紙及び不在者投票用封筒は紛失しても再交付は受けられませんので、十分注意してください。

不在者投票証明書は再交付できるので、理由を付して、選挙管理委員会の委員長に再交付を申請してください。

○指定病院等にある入院患者等が投票用紙等の交付を受けた後、他の指定病院等に移り、その病院長から再び投票用紙等の請求があった場合は、従前の病院長等の手元に投票用紙等があり、かつ確実に返還されることが確認できるときは、引換と同視すべきですから投票用紙等の再交付を受けることができます。

## 1.1 不在者投票事務処理の状況の記録

- (1) 不在者投票の件数
- (2) 一括請求と個別請求の別
- (3) 代理投票の状況
- (4) その他（特に緊要と認められる事項）

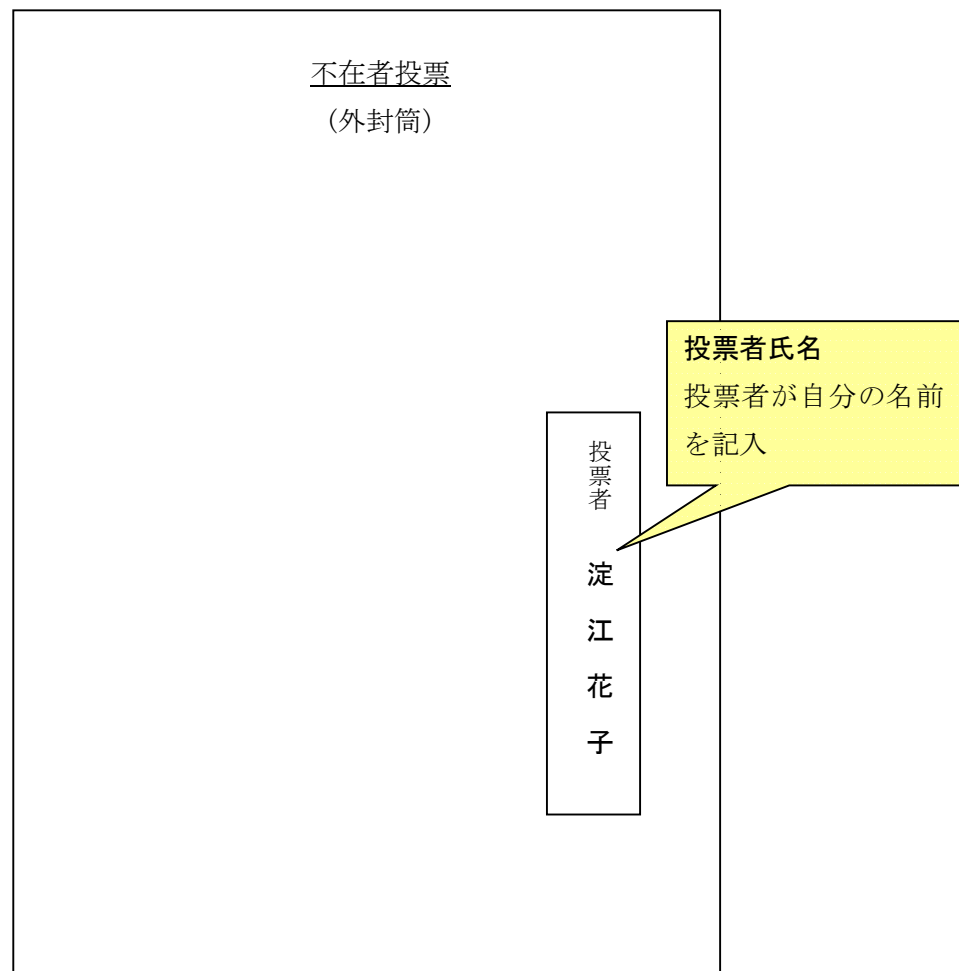
これらを「不在者投票用紙等請求書兼送付書」（第二・九号様式（乙用紙））に記録しておいてください。

## 指定病院等における不在者投票の具体的な事務手続例

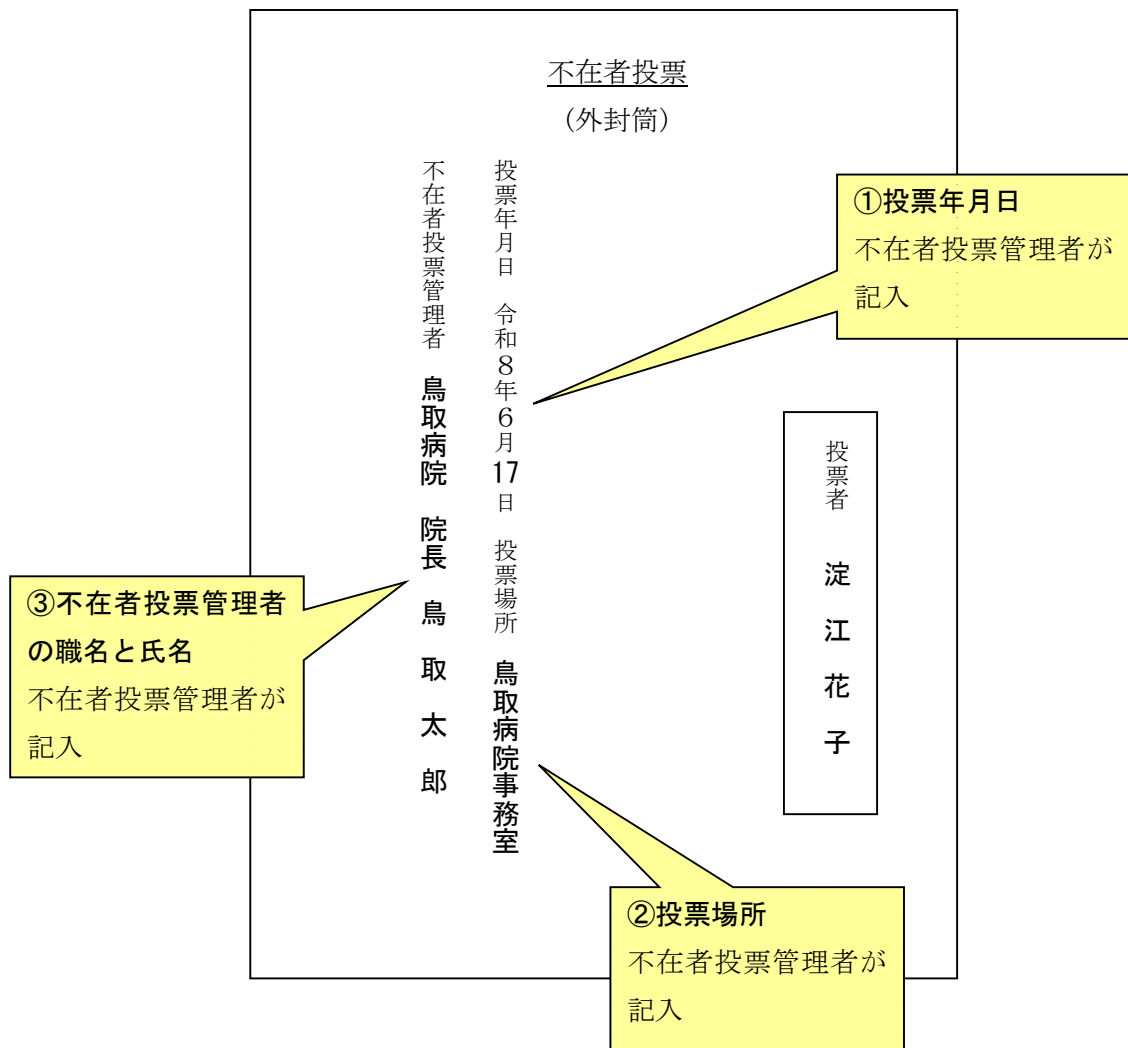
### 1 通常の不在者投票の場合

(1) 指定病院である鳥取病院に入院中の患者の淀江花子さんは、病院を通じて投票用紙等を請求し、令和8年6月17日同病院で不在者投票を行うことになった。同病院の不在者投票管理者は病院長の鳥取太郎氏であり、この不在者投票を行う際の立会人は、施設外から要請した山田次郎氏という。請求によって、名簿登載されている米子市選挙管理委員会から所定の事項を記載した投票用紙及び不在者投票用封筒（外封筒、内封筒）の送付があった。

(2) 不在者投票者の淀江花子さんは、投票記載所で自ら候補者1人の氏名を記載し、その投票用紙を内封筒（この封筒には何も記入してはならない。）に入れ、封をし、その後所定の投票用外封筒に入れ封をし、同封筒の投票者氏名欄に自分の名前「淀江花子」を記して、不在者投票管理者鳥取太郎氏に提出した。



(3) 封をした投票用封筒を受理した不在者投票管理者の鳥取太郎氏は同封筒に所定の記入事項である ①投票の年月日 ②投票の場所 ③不在者投票管理者の職名と氏名 の記入をした。



(4) 次いで、この不在者投票に立ち会った立会人の米子次郎氏は「立会人」の下に署名をして、淀江花子さんに関する投票管理の一連の行為は完全に行われた。

<u>不在者投票</u> (外封筒)	
投票年月日 令和8年6月17日 投票場所 鳥取病院事務室	
不在者投票管理者 鳥取病院 院長 鳥取太郎	
立会人 米子次郎	投票者 淀江花子

立会人氏名  
立会人が記入

## 2 不在者投票の代理投票の場合

不在者投票の代理投票における投票用封筒に記載すべき注意事項については、1と同様です。  
なお、代理投票の仮投票の場合は、投票用封筒の表面の代理記載人欄に代理記載人の氏名を記載させなくてはなりません。そのほかの同封筒の記載については1と同様です。

### <参考> 代理投票の仮投票

次の場合には代理投票の仮投票をさせなければならない。

- ①代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき
- ②代理投票をさせることについて立会人に異議があるとき

<u>不在者投票</u> (外封筒)	
投票年月日 8年6月17日 投票場所 鳥取病院事務室	
不在者投票管理者 鳥取病院 院長 鳥取太郎	
立会人 米子次郎	
(代理記載人	投票者 淀江花子

記入しません。  
(仮投票の場合のみ記入)